

京都市消防局職員厚生会規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市消防局職員厚生会規則等の一部を改正する規則

(京都市消防局職員厚生会規則の一部改正)

第1条 京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「, 室」を削る。

(京都市消防局組織規則の一部改正)

第2条 京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第3条中「, 室」及び「防災危機管理室」を削る。

第4条中「, 室」を削り、同条総務部の款施設課の項第5号中「及び防災行政無線施設」を削り、同条警防部の款装備課の項第2号中「, 防災行政無線施設」を削り、同条防災危機管理室の款を削る。

第5条第1項中「, 室に室長」を削り、同条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を削り、第7項を第3項とし、同条第8項中「, 室に担当部長又は担当課長」を削り、同項を同条第4項とする。

第6条第1項中「, 担当局長及び理事」及び「, 室長」を削る。

第7条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「, 室長」を削り、「, 違反對策課長, 防災課長及び危機管理課長」を「及び違反對策課長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「, 防災課長, 危機管理課長」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条本文中「, 担当局長」及び「, 防災危機管理室長」を削る。

(京都市消防職員被服等貸与規則の一部改正)

第3条 京都市消防職員被服等貸与規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「き損して」を「毀損して」に改め、「, 室」を削る。

(京都市危機管理規則の一部改正)

第4条 京都市危機管理規則の一部を次のように改正する。

第9条中「消防局長」を「行財政局防災危機管理担当局長」に改める。

(京都市国民保護協議会条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市国民保護協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「消防局」を「行財政局」に改める。

(京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「消防局」を「行財政局」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)